

## 公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上越都市計画区域区分の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年5月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時  
平成26年6月13日（金）午後2時から
- 2 公聴会の開催場所  
上越市春日山町3丁目1番60号  
上越市春日謙信交流館 集会室1
- 3 事案の概要  
別紙「上越都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧  
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課及び上越市都市整備部都市整備課において、5月26日（月）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
上越市の住民
- 6 公述申出の方法  
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限  
平成26年5月26日（月）（必着のこと。）
- 8 公述申出先及び問合せ先
  - (1) 上越市本城町5番6号（〒943-8551）  
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 025-526-9516
  - (2) 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）  
上越市都市整備部都市整備課  
電話 025-526-5111
- 9 公述人の決定  
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
- 10 費用負担  
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴  
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。  
なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の60名になり次第終了する。
- 12 公聴会の中止  
公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。